

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団個人情報保護規程

平成18年5月30日
規程第22号
改正平成19年2月21日
改正平成20年9月25日
改正平成21年2月16日
改正平成23年4月1日
改正平成24年3月1日
改正平成27年12月1日
改正令和元年6月1日
改正令和4年10月7日
改正令和7年5月31日

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団個人情報保護規程（平成11年2月1日規程第22号）の一部を改正する。

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、「財団」という。）としての個人情報保護の実現のため、個人情報保護マネジメントシステムを規定することを目的とする。本規程に関連する規則等も個人情報保護マネジメントシステムを実現する文書の一部とする。個人情報保護マネジメントシステムは、個人情報保護の方針の作成、方針に基づく計画、計画にもとづく実施、監査、見直しをスパイラル的に継続することによって、財団の個人情報に関する管理能力を高めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本規程では、原則として JIS Q 15001 で規定された用語を用いるものとする。ただし、財団として別の用語を用いる場合には、以下の対応表に定義するものとする。

財団の用語	JISQ15001 での用語	定義
個人情報保護マネジメントシステム	個人情報保護マネジメントシステム	財団が、自らの事業の用に供する個人情報について、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画、実施、点検及び見直しを含むマネジメントシステム。
個人情報	個人情報	個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む）。
要配慮個人情報	要配慮個人情報	本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。

仮名加工情報	仮名加工情報	<p>個人情報を、その区分に応じて次に掲げる措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む） ・当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）
匿名加工情報	匿名加工情報	個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにした情報。
個人関連情報	個人関連情報	生存する個人に関する情報（クッキー（Cookie）、IP アドレス、端末固有 ID や広告 ID などの識別子、位置情報、閲覧履歴、購買履歴など）であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの
本人	本人	個人情報によって識別される特定の個人。
財団	事業者	事業を営む法人。当個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲。
理事長	事業者の代表者	事業者の代表者。当財団の理事長。
職員等	従業者	正規職員だけでなく、契約職員、派遣職員、非常勤職員、パート、アルバイト、嘱託、役員、評議員、顧問等を含む。
個人情報保護管理者	個人情報保護管理者	代表者によって財団の内部から指名された者であって、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任と権限を持つ者。
内部監査責任者	個人情報保護監査責任者	代表者によって財団の内部から指名された者であって、公平、かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任及び権限を持つ者。
受領者	提供を受ける者	個人情報の提供を受ける法人、その他の団体または個人。

本人の同意	本人の同意	本人が、個人情報の取扱いに関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の取り扱いについて承諾する意思表示。本人が子ども又は事理を弁識する能力を欠く者の場合は、法定代理人等の同意も得るものとする。
収集目的	収集目的	個人情報の利用及び提供の範囲で、本人の同意の対象となるもの。
利用	利用	財団 財団内で個人情報を処理すること。
提供	提供	財団が、財団外のものに自ら保有する個人情報を利用可能にすること。
預託	取扱いの委託	財団が、財団外のものに情報処理を委託するなどのために、自ら保有する個人情報の取り扱いを委託すること。
不適合	不適合	本規程の要求を満たしていないこと

(適用範囲)

第3条 本規程を適用する範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象組織は、財団の組織全体(職員等)とし、対象業務は財団が営む全業務とする。
- (2) 対象となる個人情報は、財団が事業の用に供している個人情報とし、全部もしくは一部を電子計算機などの自動処理システムによって処理している、又は自動処理による処理を行うことを目的として書面などによって処理している個人情報だけでなく、何らかの規則により索引付けされた個人情報であれば、媒体に関係なく含むものとする。

2 前項第2号に規定する個人情報は、台帳により管理する。

(引用規格)

第4条 本規程及び関連する規則等で引用する規格は、個人情報保護マネジメントシステム—要求事項 (JIS Q 15001) : 2023とする。

(個人情報保護マネジメントシステム—要求事項)

第5条 財団はJIS Q15001に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを個人情報保護規程施行規則に定め、これを遵守しなければならない。

第6条 この規程は、法令又は他の規程の規定により保有個人データの開示の請求、訂正等の請求、利用停止等の請求その他これらに類する請求に係る手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年6月1日から施行する。